

大藏省御照會案

施行 (内山)

七年十月三十一日

長官

御用掛

(河野)

(河野)

大藏省へ御照會案

過刻御渡申候銅貨壹万圓ノ證書出納寮へハ  
電信ヲ以御達相成候様致度候以段申入候也

岩搦大藏少丞

佐伯惟馨殿

海軍省

同籍

七年十月廿一日

長官 （養）

御用掛

（養）

（野）

（同籍）

支局ヨリ海軍大輔上別紙之通電報有之候間供  
高覽候也

赤松少将上廻之置候也

海軍省